社団法人埼玉県医療社会事業協会設立趣意書

近年の社会生活の高度化、複雑化にともない自ら解決できない問題をかかえている人々が益々 増加する傾向にあります。

戦後新たに制度化された医療社会事業は、社会保障面を中心としてその成果をあげてまいりました。

埼玉県の医療社会事業の活動は、昭和25年に保健所にその専任者及び兼務者をおくことによって出発し、その行政機運の高まりにより昭和31年3月に埼玉県医療社会事業協会を設立し、保健所、医療機関及び福祉機関等との連携をもとに活発な活動を展開しております。

我が国の経済開発の進展は、世界でも例をみないめざましいものでありますが、一方この経済、 社会の発展に適応できない取りのこされた人々が生じており、経済的貧困性に社会的、精神的要 因が加わったこれらの人々の人間的苦悩に対し、積極的援助活動が真に必要とされております。

この新たな社会的要望に応じるべく埼玉県医療社会事業協会を発展的に解散し、ここに民法3 4条に基づいた社団法人埼玉県医療社会事業協会を設立し、本事業の積極的普及、

けいもうを図るとともに、社会科学的専門技術をより高めて、広く県民の幸福増進と社会福祉の 向上に寄与したく大同団結したしだいであります。

> 設立発起人会:昭和44年6月17日 於 毛 呂 病 院 設 立 総 会:昭和44年7月23日 於 埼玉県労働会館